

制度情報—2023年3月の法令から—
北京市大地律師事務所
(北京市大地律師事務所 日本部監修)

I. 重要な法令のポイント解説

党及び国家機構の改革方案

(発令元) 中国共産党中央委員会、国務院

(公布日) 2023年3月16日

1. 主なポイント

- (1) 中国共産党中央機構改革は、金融、科学技術、社会統治管理の分野に重点を置いている。例えば、中央金融委員会を設立し、中国共産党中央の意思決定・議事協調機構として、中国共産党中央の金融活動に対する集中・統一的な指導を強化し、国務院金融安定発展委員会及びその事務機構をもはや保留しない。(第1条)
- (2) 国務院機構改革は、金融、技術、データ管理、社会統治管理の分野に重点を置いている。科学技術部を再編し、同部が現在担当している複数の職責は農業農村部、国家発展改革委員会、工業・情報化部などの部門に編入され、外国人の仕事の許可を請け負う国家外国専門家局は人的資源と社会保障部に編入された。(第7条)
- (3) 国家金融監督管理総局を設立する。国務院直属の機関として、証券業以外の金融監督管理を統一的に担当し、中国銀行保険監督管理委員会をもはや保留しない。(第8条)
- (4) 地方金融監督管理体制の改革を深化させる。これは中央政府の地方金融に対する直接管理を強化することを目的とする。これにより、これまで地方政府が設立してきた金融監督管理機関の職権は縮小され、地方金融機関、金融会社にとって中央政府の監督管理力はさらに大きくなる可能性がある。(第9条)
- (5) 中国人民銀行支店の改革を推進する。中国人民銀行県(市)支店を保留ことにより、中国人民銀行の機構と人員が大幅に削減され、日系企業が関わる中央銀行業務に大きな影響を与える可能性があることを意味する。(第11条)
- (6) 国家データ局を設立する。データ基礎制度の建設を担当し、これを発展改革委員会が管理する。(第14条)

2. 今後の留意点

今回の中国共産党中央委員会と国務院などの機構改革、特に地方機構の改革は、日系企業に直接的な影響を与えるものである。中でも国家金融監督管理体制の調整は、近い将来、金融業界全体に大きな影響と変革をもたらすと見える。

今回中央レベルの機構改革は2023年末完成、地方レベルの機構改革は2024年末までに完成することが求められており、尚且つ地方によって改革方式が異なることから、一定の混乱が生じることが予想される。そのため、日系企業は中央と地方それぞれの機構改革の進展に同時に注目し、適時対応する必要がある。(全19条)

事業者の集中審査規定

(発令元) 国家市場監督管理総局

(法令番号) 国家市場監督管理総局令第 67 号

(公布日) 2023 年 3 月 10 日

(施行日) 2023 年 4 月 15 日

1. 主なポイント

- (1) 分類等級審査制度を新たに追加する。市場監督管理総局は、国家・経済・民生などの重要分野にかかわる事業者の集中に対し、具体的な審査方法を制定することができる。現在、プラットフォーム経済分野、自動車業界、原料薬分野、知的財産権分野では専門的な独占禁止ガイドラインが制定され、後続の他の分野では具体的な事業者集中審査補助制度が制定される可能性がある。
(第 6 条)
- (2) 事業者の集中申告基準に達していない処理規則を整備し、第三者の通報メカニズムを新たに追加する。これは企業が評価した集中に申告が必要かどうかについて、より高い要求を提出するものとなった。(第 8 条第 2 項、第 43 条)
- (3) 事業者が集中を実施するかどうかの判断要素を列挙し、企業自ら集中を実施するかどうかを判断するための指針を与える。例えば、市場主体の登録または権利変更の登録を完了するかどうか、上級管理職を任命するかどうか、経営の意思決定と管理に実際に参与するかどうか、他の経営者と機密情報を交換するかどうか、業務を実質的に統合するかどうかなどである。
(第 8 条第 3 項)
- (4) 事業者集中審査期限の「ストップウォッチ」制度及び規則を新たに追加し、独占禁止法執行機関が事業者集中審査期限の計算中止を決定できる 3 つの状況を挙げた。これは、企業の届出事業者が集中する文書の品質、及び独占禁止法執行機関との連携コミュニケーションにおける専門性に対し、より高い要求を出したことを意味する。(第 23 条、第 24 条、第 25 条、第 26 条など)
- (5) 処罰が軽い方に従う、或いは処罰を軽減する際の状況を規定する。例えば、当事者が市場監督管理総局では把握していない違法行為を積極的に報告し、違法行為の危害結果を積極的に解消または軽減した場合、市場監督管理総局はそれを軽くしたり処罰を軽減したりすることができる。
(第 68 条)

2. 今後の留意点

この規定のほか、国家市場監督管理総局も、『独占禁止協議規定』『市場支配地位の濫用禁止行為規定』『行政権力の濫用防止排除、競争行為制限規定』などの『独占禁止法』関連部門規則を同時に公布していることから、日系企業が関連独占禁止規則を適時に理解、把握し、事前に現地弁護士とコミュニケーションをとるよう提案する。また、企業経営制度及び関連取引業務に対するコンプライアンス評価、調整を行い、その後関連する業務を実施することにより、独占禁止法執行機関による処罰を回避することができる。(全 78 条)

独占合意禁止規定

(発令元) 国家市場監督管理総局

(法令番号) 国家市場監督管理総局令第 65 号

(公布日) 2023 年 3 月 10 日

(施行日) 2023 年 4 月 15 日

1. 主なポイント

- (1) 関連市場の定義に関する内容を新たに追加する。例えば、関連市場の概念内の意味合い、定義方法及び考慮すべき要素について、またプラットフォーム経済分野における関連市場の定義に関するガイドラインなどの内容を追加し、法執行実践において、より明確なガイドラインを提供する。(第 7 条)
- (2) 「潜在的な競争者」という概念を導入する。競合関係にある事業者とは、すでに同一の関連市場に存在する実際の競合者だけではなく、同一の関連市場に進出する可能性のある潜在的な競合者も含まれる。(第 8 条)
- (3) プラットフォーム経済、デジタル経済分野の関連規則を整備する。例えば、事業者がデータやアルゴリズム、技術、プラットフォーム規則などを用いて、横方向と縦方向の独占的な合意の達成方法を列挙する。(第 13 条、第 15 条)
- (4) 縦価格独占協定の抗弁権を新たに追加し、「セーフハーバー」制度を導入する。例えば、独占協定を締結した事業者の関連市場での市場シェアが法定基準を下回っており、その他の条件を満たしていることを証明できる場合は禁止しない。具体的な基準は市場監督管理総局が更に明確にする必要がある。(第 17 条)。
- (5) 事業者が他の事業者を組織して独占協定を締結する際の、「組織」と「実質的支援」に含まれる違法状況及び具体的な認定基準を細分化する。(第 18 条)

2. 今後の留意点

この規定は 2022 年に改正された「独占禁止法」の関連部門規則であり、縦方向と横方向の独占協定に関する認定規則と免除規則を新たに追加し、細分化した。この規定の発効後、2019 年 6 月 26 日に公布された「独占禁止協定暫定規定」は同時に廃止された。

縦型独占協定の抗弁権と「セーフハーバー」制度が新たに追加され、企業のコンプライアンス負担を軽減することができるものの、経営者はその行為が競争効果を排除、制限していないことを立証する必要があり、立証基準は明確なガイドラインはまだない。そのため、日系企業は横方向と縦方向の価格独占協定に関連する可能性のある状況を慎重に処理し、事前に現地の弁護士の協力を求め、取引行為に対するコンプライアンス評価と調整を行うことを提案する。(全 51 条)

**海南離島における免税ショッピングの「担保受け取り」と
「即買受け取り」の受け取り方法の追加に関する公告**

(発令元) 税関総署、財政部、国家税務総局

(法令番号) 税関総署、財政部、国家税務総局公告 2023 年第 25 号

(公布日) 2023 年 3 月 18 日

(施行日) 2023 年 4 月 1 日

1. 主なポイント

- (1) 海南離島での免税ショッピングの「担保受け取り」と「即買受け取り」の受け取り方法を追加する。これまでの受け取り方法に加え、離島の旅客の有効な身分証または旅行証明書と離島情報に基づいて海南離島免税店（オンラインの販売窓口を含まない）で免税品を購入する際、規定の単価の免税品に対し、「担保受け取り」或いは「即買受け取り」の受け取り方法を選択することができる。（第1条）
- (2) 受け取り方法の適用条件、手続き、税関が離島旅客検査の査察署名手続きを行わない場合、及び保証が返還されずにそのまま税金に移行する場合、返金せずに直接税金に移行することを担保とする。例えば、買い物をした本人が買い物の日から 30 日以上離島を離れておらず、自主的に免税品の検査を税関に申請していない場合、または検査に合格していない場合、関連担保は直接税金に変換される。（第2条）
- (3) 離島への旅行者が「担保受け取り」或いは「即買受け取り」の受け取り方法を使用してから 30 日以上離島を離れておらず、正当な理由を説明できない場合の法的責任と離島免税店の責任が規定された。（第4条第1項）
- (4) 「即買受け取り」方法で受け取る離島免税商品のリストを挙げた。（添付ファイル）

2. 今後の留意点

今回の離島免税ショッピング政策の調整は、海南島を訪れる観光客の即時消費を促進し、海南自由貿易港建設の推進に役立つ。ただし、税関で免税品を購入する際に「担保受け取り」と「即買受け取り」の2つの受け取り方法を選択する場合、買い物の日から原則 30 日以内に離島に行かなければならず、そうでなければ3年以内離島免税品を購入してはならないということに注意しなければならない。

また、海南省は、香港、シンガポール、ドバイのモデルを参考に、2025年までに自由貿易港を構築するための「封閉（「封閉」とは封閉運営の略称で、世界の各自由貿易港の通行運営モデル、つまり海南島全体を「境内関外」のモデルに従って監督管理を行い、特殊な税関監督管理区域を形成することを意味する）」を行う計画があり、自由貿易港内で「ゼロ関税」（外国貨物の海南への進出がより便利になり、ほとんどの貨物は輸入関税を免除される）政策を実行し、その優遇された税金政策や多くの外資系企業や内資企業、個人を海南省の企業経営に誘致することになっている。日系企業各社も、関連する発展戦略や投資地域の位置づけを事前に検討することができる。

(全4条)

**「職場における女性従業員の特殊労働保護制度（参考用）」と
「職場セクハラ排除制度（参考用）」の印刷発布に関する通知**
(発令元) 人力資源及び社会保障部弁公庁、国家衛生健康委員会弁公庁、
最高人民検察院弁公庁、中華全国総工会弁公庁、中国企業連
合会/中国企業家協会弁公室、中華全国工商業連合会弁公庁
(法令番号) 人社庁発〔2023〕8号
(公布日) 2023年3月8日

1. 主なポイント

- (1) 職場の女性従業員の特殊労働保護と職場セクハラ排除制度を整備するよう企業を指導し、女性従業員の合法的權益を保障するため、人社部など6部門が共同で女性従業員の特殊労働保護と職場のセクハラ排除制度の参考文書を印刷発布した。(本文)
- (2) 『職場における女性従業員の特殊労働保護制度（参考用）』を提供し、労働就業、賃金福利、出産、職業安全健康などの面で女性従業員の特殊労働保護を与えることを提案した。
(添付ファイル1)
- (3) 『職場セクハラ排除制度（参考用）』を提供し、企業がセクハラ行為に対して公に許容ゼロを約束し、企業がセクハラ予防と制止のための専門テーマトレーニングを展開し、従業員の苦情通報のルート、手順及び企業の調査・処分の流れ、労働組合の監督管理などの内容を規定した。
(添付ファイル2)

2. 今後の留意点

女性従業員の特殊労働保護や職場でのセクハラ問題については、うまく処理できなかつたり、労使紛争を招きやすだけでなく、メディア世論にも注目されることで、現地企業や本社の評判が損なわれている。日系企業はこの2つの制度テキストを参考にし、企業の状況に応じて企業の女性従業員の特殊労働保護と職場のセクハラを解消する規則制度を制定することができる。同時に、制度の制定は従業員、労働組合との協議討論、および従業員への公示、告知などの民主的な手続きを履行しなければならない。(全1条)

**財政部税務総局による物流企業の大口商品倉庫施設用地の
都市部土地使用税優遇政策の継続実施に関する公告**

(発令元) 財政部、国家税務総局
(法令番号) 財政部 税務総局公告 2023年第5号
(公布日) 2023年3月26日
(施行日) 2023年1月1日

1. 主なポイント

- (1) 2023年1月1日から2027年12月31日までの間、物流企業が所有している(自家用と賃貸を含む)または賃借している大口商品倉庫施設用地に対し、所属土地等級(1級、2級、3級)の適用税額基準に基づく50%の都市土地使用税を削減する。(第1条)
- (2) 物流企業、大口商品倉庫施設、倉庫施設用地の概念内包及び定義範囲を規定した。(第2条)

- (3) 物流企業におけるオフィス、生活エリア用地及びその他の大口商品倉庫に直接使用されない土地に対し、半減課税政策は適用されない。(第3条)
- (4) 3月26日までにすでに納付した減徴すべき税金について、税務局は納税者がこれから納付すべき税金の中で控除または返還することができる。(第4条)

2. 今後の留意点

本税金減免政策は、企業の一部負担を軽減したが、企業がこの税金減免政策を享受するには、企業が自ら減免税の申告を行う必要があり、税務部門はこの優遇政策を自動的に適用しないことに注意しなければならない。

また、本税金政策のほか、国务院常务会议、财政部、国家税务总局は中小企業の企業所得税、一般企業の研究開発費の税引き前加算控除、労災と失業保険料率の引き下げ、障害者就業保障金優遇政策などの免税の様々な公告を最近発布した。各日系企業は現地の税金優遇政策の実行状況にタイムリーに注目し、積極的に利用することができる。(全5条)

定量包装商品の計量監督管理弁法

(発令元) 国家市場監督管理総局

(法令番号) 国家市場監督管理総局令第70号

(公布日) 2023年3月16日

(施行日) 2023年6月1日

1. 主なポイント

- (1) 弁法の適用範囲を修正した。新規医薬品、危険化学品にはこの弁法を適用せず、また定量包装商品の概念を規定した。定量包装商品は、販売を目的として、一定量制限の範囲内に統一された品質、体積、長さ、面積、計数表示などの表示内容を有する仮包装商品である。(第2条)
- (2) 商品の正味含有量を定量的に包装する計量検査ルールを確定した。元の『方法』の付表4-計量検査抜取検査方案を削除し、『定量包装商品正味含有量計量検査規則』などのシリーズ計量技術規範に従った検査を行うことを規定する。(第9条、第13条)
- (3) 定量包装商品の生産企業の自己評価と自己声明の制度を新たに追加し、監督管理部門の生産者に対する審査と届出要求を削除し、計量保証能力証明書を発行せず、関連処罰規定を修正した。(第14条、第16条)
- (4) 法定計量単位に関する要求を修正する。例えば、添付ファイル1-法定計量単位の選択における質量のうち「Q<1000 グラム」を「Q<1 グラム」に細分化し、「体積」を「体積(容積)」に変更し、「体積(固体)」に関する計量単位を増やすなどである。(添付ファイル1)
- (5) 罰則規定の一部を改正し、罰金額を引き上げた。例えば、純含有量を表示していない場合、期限付きで改正し、「期限を過ぎても変更しない場合、1000元以下の罰金を科すことができる」から「3万元以下の罰金を科すことができる」などに修正する。(第16条、第17条、第18条、第19条)

2. 今後の留意点

新改正の弁法は2023年6月1日から施行され、2005年5月30日に元国家品質監督検査検疫総局が公表した「定量包装商品計量監督管理方法」は同時に廃止された。中国で生産、経営する日系企業は最新の弁法要求に基づき、定量予備包装食品に純含有量、計量単位などを表示する必要がある。この弁法発効前に生産、販売された定量的な包装食品を修正する必要があるかどうか、弁法は明確に規定していないが、日系企業は事前に現地の市場監督管理部門と意思疎通と交渉を行い、処罰を防止することができる。（全21条）

国家基準「情報セキュリティ技術個人情報クロスボーダー伝送認証要求」

に関する意見募集稿の意見募集に関する通知

（発令元）全国情報安全標準化技術委員会

（公布日）2023年3月16日

1. 主なポイント

- （1）『認証要求』の適用範囲を規定する。主に認証機関が個人情報処理者の国境を越えた個人情報提供活動に対して個人情報保護認証を行い、主管部門、第三者評価機構などの組織が個人情報処理者に国境を越えて個人情報を提供するために監督管理と評価を行う上で適用する。（第1条）
- （2）個人情報保護認証を行う基本原則と個人情報処理者への基本的な要求を確定した。例えば、個人情報の国境を越えた処理活動を行う個人情報処理者と国外の受取者は、法的拘束力と実行可能な書類を締結し、個人情報保護責任者（会社の意思決定層のメンバーが担当）や、個人情報保護機構などを設置しなければならない。（第4条、第5条）
- （3）個人情報主体の権利、個人情報処理者、国外の受取者の義務と責任を規定する。（第6条）

2. 今後の留意点

この「認証要求」の意見聴取は、2023年5月15日までとなっている。この『認証要求』は推奨国標であり、強制的な拘束力を持たないものの、企業が個人情報のクロスボーダー伝送認証を実施するため、あるいは第三者評価機関が企業に対して個人情報の影響評価を実施するため重要な参考とすることができる。

海外に個人情報を提供するには、国家データの出境安全評価、個人情報認証、標準契約への署名の3つの方式のいずれかを満たす必要があり、必ずしも個人情報認証を選択する必要はない。標準契約に署名するのが最も簡単な方法だが、特定の条件を満たす必要があり、そのため企業は自身が転送する個人情報の数、頻度、企業業界の性質と規模などの実情に応じ、最適な個人情報のクロスボーダー処理方式を選択する必要がある。（全6条）

II. 法令運用上のケーススタディ解説

1. 事案の紹介

「90 後」（1990 年から 2000 年までの間に生まれた人に対する呼称）従業員の王某氏は 2022 年 5 月に A 社に入社し、双方は 2 年間の固定期間労働契約を締結した。入社後、A 社は王某氏に「就業規則」を発行配布し、その中には、「従業員が正当な理由なく 5 日間無断欠勤した場合、会社の規則制度に違反したとみなされ、会社は解雇する権利を有する」と規定され、王某氏は確認してサインをした。

2022 年 7 月 4 日、王某氏は会社の人事と上司に休暇申請をせず、他の同僚にも知らせることなく、会社に出勤しなかった。2022 年 7 月 12 日、会社の人事とその指導者で内部検討し、「当該従業員の無断欠勤は、会社の規則制度に違反している」として、直接当該従業員に「労働契約解除通知書」を郵送した。

2022 年 8 月 22 日、この従業員は、「A 社が労働契約を違法に解除した」として、現地の労働仲裁委員会に訴え、A 社に 3 万元の経済賠償金を支払うよう求めた。

2. 本案件紛争の焦点

A 社が王某氏との労働契約を直接解除する行為は違法かどうか。

3. 弁護士による分析

本件で A 社が王某氏との労働契約を直接解除する行為は、合法的なコンプライアンスにのっとっていないと言える。具体的な分析は以下の通りである。

- (1) A 社は王某氏に出勤しない事由を尋ねておらず、また期限付きの職場復帰通知を送信していないことにより、コンプライアンスの合理を満たしていない。

従業員が出勤しない、とは、実際に従業員が出勤していない、または欠勤しているという事実状態を意味し、出勤しない原因は多数あると言える。例えば、病気のため企業に知らせることができない、犯罪の疑いで拘束されている、一方的に辞職を望んでいる、または精神的な不調といった可能性がある。したがって、従業員が出勤しないイコール無断欠勤という訳ではない。本件において、王某氏が会社に出勤していないのは、新型コロナウイルス感染症で入院治療のため、会社に通知できないという状態であり、会社にその過程についての通知をしていないものの、A 社側は会社に出勤できない状況について尋ねておらず、王某氏を期限内であれば帰任させるというメッセージや通知を送らずに、無断欠勤を理由に直接労働契約を解除するのは常識的ではなく、規則にそぐわないと言える。

- (2) 会社は労働契約解除の理由を労働組合に事前に通知しておらず、手続き自体が違法である。

『中華人民共和国労働契約法』第 43 条では、「使用者が一方的に労働契約を解除するには、事前に労働組合に理由を通知しなければならない。使用者が法律、行政法規の規定または労働契約の約束に違反した場合、労働組合は使用者に是正を要求する権利がある。使用者は労働組合の意見を検討し、処理結果を書面で労働組合に通知しなければならない」と規定している。本件で A 社は一方的に王某氏との労働契約を解除する前に労働組合に通知をしておらず、従業員が労働仲裁を提起する前にも労働組合に通知する手続きを取っていない。「労働争議事件の審理における法律適用問題に関する最高人民法院の解釈（一）」（法積 [2020] 26 号）第 47 条の規定によ

ると、A社は労働契約を解除する理由を事前に労働組合に通知していないことから、手続き自体が違法と言える。

以上より、A社は王某氏との労働契約を直接解除する行為は合法的とはいえないため、王氏に経済賠償金を支払うべきである。

4. 本案件の裁判結果

仲裁委員会は王某氏の仲裁請求を支持した。

5. 留意点

実務上、従業員が出勤しないケースはさまざまで、これは非常によく見られるが、企業に軽視されやすい問題であり、企業の処理が遅れたり、適切に処理されないことで、企業の損失につながりやすい問題でもある。そのため、従業員が「出勤しない場合」の処理や、従業員との労働契約解除には、細心の注意とコンプライアンスが必要である。以下に各日系企業が留意できるいくつかの処理テクニックと注意事項について簡単に紹介する。

- (1) 企業は労働契約に従業員の通信先、連絡先、電子メール、また、緊急連絡先の通信先を記載することができ、会社に関連文書を送信する際の送付先として、住所への送達の法的効果を記載することができる。
- (2) 中国の現行法律は「不辭而別（黙って立ち去るの意）」や欠勤日数などに対する具体的な規定がないため、企業が法に基づいた操作性のある規則制度を制定し規範化する必要がある、さらに制定した規則制度は適時従業員に公示、公布する必要がある。
- (3) 従業員とのコミュニケーションの過程において、各種の証拠（署名された文書、WeChat のチャット記録、録音等）の保存によりエビデンスチェーンを形成し、後続の紛争発生時の証拠として使用することができる。